

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出をお願いします

1. 提出期限

令和8年2月2日（月）必着

※事務処理の都合上、1月23日（金）までの提出をお願いします。

2. 対象者（提出が必要な方）

令和8年1月1日現在魚津市在住の方で、令和7年中に給与の支払いを受けたすべての方
(中途退職者、アルバイトも含みます。税務署への源泉徴収票提出が不要な方も提出が必要です。)
※上記の対象者がいない場合は、提出不要です。今回送付した書類はすべて破棄してください。

3. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

税制改正に伴い、様式に変更がございます。裏面「給与支払報告書（個人明細書）記載要領」及び、国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認いただき、ご記入ください。

例： 令和7年度（令和6年分）

別明細	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
内	120,000 円	円
980,000	120,000	



令和8年度（令和7年分）

別明細	特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額
内	円	120,000 円
630,000	980,000	

「社会保険料等の金額」
の位置が変わりました。
ご注意ください！

4. 提出書類と提出方法

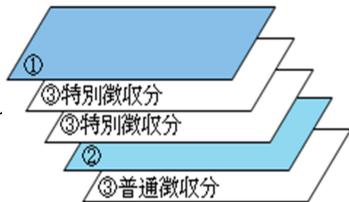
① 給与支払報告書（総括表） 1枚… 同封したものを使用してください。

別の様式で提出される場合は、右上欄に魚津市の指定番号を記入し、法人番号（個人番号）欄の記入もお願いします。その際、魚津市から送付した総括表は同封し、返送してください。

② 普通徴収切替理由書 1枚… 同封したものを使用してください。

普通徴収切替の要件に該当し普通徴収を希望する方がいる場合のみ提出が必要です。

普通徴収切替理由に該当しないと判断される場合、原則として特別徴収となります。



③ 給与支払報告書（個人別明細書） 1人につき1枚

特別徴収（給与から天引き）分と普通徴収（従業員本人が納付）分を分けてご提出ください。

提出した後に訂正等がある場合は、摘要欄に赤字で「再提出」とご記入の上、再提出してください。

ホチキス止め・のり付けはせず、クリップ・輪ゴム等でとめてご提出ください。

5. 外国人を雇用している事業者の皆様へ

○ 租税条約に該当する方の場合、給与支払報告書、在留カード（両面）の写し、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しを提出してください。提出が無いと住民税が免除されません。令和7年中に租税条約該当期間が終了している場合、給与支払報告書の摘要欄に「租税条約該当期間分の内訳」を必ず記入してください。

○ 住民税を特別徴収している外国人の方が退職等で国外へ出国する時は、住民税の納め忘れがないよう、残りの住民税の一括徴収や納税管理人の選任をお願いします。

6. eLTAX（エルタックス）での提出について

○ 提出枚数が100枚以上の事業者様は、eLTAXでの提出をお願いします。（詳しくは右下HP）

令和9年1月1日以降は提出枚数が30枚以上の事業者様もeLTAXで提出する必要があります。

○ eLTAXで給与支払報告書を提出される場合は、書面での提出は不要です。また、eLTAXで提出された事業者様には、紙の総括表及び提出案内（この書類）を送付しませんので、ご了承ください。

提出先・問合せ

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 税務課 住民税係（市役所1階⑩窓口）

TEL 0765-23-1009

eLTAXに関する提出先・問合せ

「給与支払報告書等の提出に係る特設ページ」

(<https://www.eltax.lta.go.jp>)

TEL 0570-081459